

建設環境委員会

平成30年3月15日（木）

午前8時59分～午後2時00分

議会第4会議室

【出席委員】久米勝博委員長、村岡 卓副委員長、野中康弘委員、山田誠一郎委員、山口弘展委員、平原嘉徳委員、川崎直幸委員、福井章司委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 志満建設部長
- ・上下水道局 田中上下水道局長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○久米勝博委員長

皆さんおはようございます。これより建設環境委員会を開会いたします。

それでは、審査日程に従い、付託議案の審査に入りますが、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要でありますので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費は、主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心にお願います。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が速やかに答弁するようお願いします。

それから、委員の皆様におかれましては、多岐にわたる御質疑をお持ちだと思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと答弁がわかりにくくなります。質疑の該当箇所の資料番号、ページ数等を示した上で、1回につき2問ぐらいに絞っていただければと思います。

また、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

それから、本日の委員会の進め方でございますが、執行部の準備の都合がございますので、建設部に関する議案の審査が早く終了しても、上下水道局の審査は午後から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。

まず、第23号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第23号議案 佐賀市立都市公園条例の一部を改正する条例 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第23号議案の審査は終わります。

次に、第24号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第24号議案 佐賀市手数料条例及び佐賀市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について委員の皆さんから御質疑をお受けいたします。御質疑はないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第24号議案の審査は終わります。

次に、第25号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第25号議案 佐賀市営住宅条例の一部を改正する条例 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手を。

○平原委員

位置のところですけど、これは一丁目とか二丁目とかということですけど、これは番地まで書かなければならないとか、そういったあれはないのですか。その辺どうですか。

○樋渡建築住宅課長

そういうことはありません。

○久米勝博委員長

ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、第25号議案の審査を終わります。

次に、第26号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第26号議案 佐賀市富士町公共施設維持運営基金条例を廃止する条例 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようですので、第26号議案の審査は終わります。

次に、第35号及び第36号議案を一括して審査します。執行部に議案の説明をお願いいたします。

◎第35号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第36号議案 市道路線の認定について 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようですので、第35号及び第36号議案の審査は終わります。

次に、当初予算議案である第1号議案を審査いたします。

まず、歳出第8款第1項土木管理費から第4項港湾費までの説明を求めます。

◎第1号議案 平成30年度佐賀市一般会計予算中、歳出第8款第1項から第4項まで 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○黒田委員

6番の14ページの空き家等対策事業ですが、今、北部地区で空き家バンク制度があるということで、それを拡大するというんですが、性質的に北部山麓の事業と市内における事業については異なるんじゃないかという気がするんですが、そこら辺の整合性についてはどのように考えられているのでしょうか。

○柿原建築指導課長

委員おっしゃるとおり、異なると思います。中山間地で行っている空き家バンク制度は、移住促進、地域促進などを目的として実施しておりますが、住宅——住宅というか、空き家だけでありますけれども、空き家対策室のほうでは、空き地、空き店舗も一緒に利活用と市場流通促進の観点から見て、拡充しようと考えております。

ですから、協働推進課で行っている事業はそのままに、そのまま空き家対策室としての拡充を行うというふうになっております。

○黒田委員

要するに、今言われたように違うということで、その空き家、特に協働推進課でやっている店舗とかなんとかとの整合性というか、そこら辺はとれるのか。今、あなたが説明した中山間部のバンクを適用するとできるんですか。そこら辺がとても疑問を感じるのですが。

○柿原建築指導課長

私どものほうでは、今後、細かい打ち合わせ、すり合わせは必要だと考えておりますけど、できると思っております。できます。

○福井委員

私は今の議論を聞いていて、逆に北部の要するに定住のための移住のものとは、さらに拡大というか、それ以上のものになってくるだろうと。特に空き家対策の分野になるのではないかなということなので、今、北部でやっているものの延長という表現はちょっと当たらないだろうと思うんですよ。

基本的には、この目的も防災、衛生、景観等の地域環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等の実態の調査、把握でございますので、そういう部分では、そういう認識できちっと位置づけをしておいたほうがいだろうというのが1点ですが、その点はどうですか。

○柿原建築指導課長

先ほど申しましたように、協働推進課で行われている事業は事業として、空き家対策としては空き家というワードで、全て私どもでどういがあるかというのは見ていくべきだとは思っております。

ただ、その中で、それぞれの事業というのがありますので、その目的に合った事業と一緒に組み込まれていくものではないかというふうに考えております。

○福井委員

その辺はちょっと、これからまた事業実施に向けて展開しないといけないと思うんですが、一つは、いわゆる空き家対策協議会ということで、委員構成に地域住民と書いてあるけれども、これはどんなレベルの人たちを対象にしているのか。とにかく全市内でそういう問題が起こってくると思いますから、今回の一般質問の中でも出ていましたけども、全市的にいろんな細かいデータというか、情報が上がってくるときに、その地域住民、これは全体で10名と書いてあるけども、どういう人たちを考えているのかですね。

本来ならば、情報を集めていく上でもきめ細かい地域、地域のそういう網の目と言うと表現がおかしいんですけども、情報を集めるようなシステムも一方においては必要だと思うので、この辺はどんなふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○柿原建築指導課長

地域住民としては、佐賀市自治会協議会の会長に委員として参加していただいております。

それで、地域住民の声を聞くというお話だったと思うんですけど、この件につきましては一般質問のほうでも答弁いたしましたように、自治会等と話して、利活用というか、空き家になる前の方たちに、自治会の方たちと話しながら、情報を吸収しようかというふうな話はしております。

○志満建設部長

補足をいたします。

あくまでもこの委員構成については、空き家対策協議会の委員構成を条例で制定しておりますので、地域住民として自治会協議会の会長を代表として選任させていただいております。

実際、地元からの意見を吸い上げるという場合には、自治会長だけじゃなくて——もちろん単位自治会長もそうですけれども、民生委員とか、地域の事情にかなり精通した方の意見を吸い上げながら、それを単位自治会を通して、また自治会長のほうからいろんな情報等を提供してもらうという部分と、直接うちのほうから危険な空き家ないし空き家についての情報はもう随時提供していただきたいということを地元のほうにもいろんな媒体を通じておろしますので、適宜情報等については、細かな情報が地元の方から吸い上げられるというふうに考えております。

○福井委員

その辺のことをよく熟知というかな、地域住民の皆さん方には自治会長等を通じて、あるいは今、民生委員という表現もされました。そういうことも含めて、総合的に全部情報を流していただいて、受けとめられるようなそういうシステムづくりというのは、ぜひきちんと準備しておいていただきたいというふうに思います。

○平原委員

空き家対策事業の中で500万円程度、行政代執行という説明を受けたと思いますけれども、これは平成30年度にどこかもう行政代執行するということが決まっているのか、またそこに至るまでどういった経緯で行政代執行をされようとしているのか、その辺をちょっと教えてもらっていいですか。

○柿原建築指導課長

行政代執行におきましては、現在ところ、どこか決まっているというわけではないんですけど、現在、平成29年度に勧告を4件行っておりますので、それが指導等に従っていただけないとかいう場合には、その先に行くことがあるかと思えます。

この場合、まず勧告を行っておりますので、通常は指導、勧告、命令ですね——もうちょっと強力な命令を行い、その後が代執行という手順になるかと思えます。

ただ、そこに行くまでに、何度も何度も相手方へ理解をいただくように指導を行うことにしております。

○平原委員

仮に行政代執行をした場合のそこにかかった経費等については、それはどうなりますか。もう行政側のほうで負担して、当事者からは回収できないというふうになるんですか。

○柿原建築指導課長

基本的な話としては、私どものかかった経費ですけど、それは一緒にのせていいというふうにはなっておりますけど、現実的にはちょっと難しいのではないかというふうに考えております。

(発言する者あり)

相手方へ一緒に請求するということになっております。

○建築指導課空き家対策室長

行政代執行の費用については、先ほど申し上げているとおり、勧告を4件行っているものを想定した予算計上に今なっております。

行政代執行を行うに当たっては、現在勧告している者が勧告の内容に従わない場合に命令を行って、その後、行政代執行を必要に応じて執行するようになっております。

費用の回収につきましては、行政代執行は特措法に2つ規定がありまして、所有者がいらっしゃるものについては、行政代執行法に基づいて、国税滞納処分の例により回収を行うこととなります。所有者がわからないものももし代執行の対象になるものについては、略式代執行という形で、そこについては、所有者もしくは費用を負担する者があらわれた場合に、費用請求して回収していくと、そのような形の法律の規定となっております。以上です。

○山田委員

同じページの空き家等対策事業の最後のポツ、危険空き家等除去費助成金500万円上がっていますけども、これは例えば、1件当たり補助額の最高額が決まっているとか、その点ちょっとお聞かせください。

○柿原建築指導課長

1件当たり50万円を限度額として、10件を計上しております。

○山田委員

危険空き家というのは、例えば、地域住民の方からこういう建物があるとか、例えば、持ち主の方がどうしても危険だからということで、自分のほうからとか、地域の方から要望があって決めるのか、自治体がこれは危険だということでやるのか、その辺の説明をお願いいたします。

○柿原建築指導課長

この金額は解体費の補助金です。相手方から申し立てがあったものに、内容が特定建築物であった場合には補助を行うと条例で定めているものです。

○黒田委員

先ほど強制執行するときの、地権者がいる場合、一つ考えんばいかんとは、要するに地権者に幾ら勧告を出したり、指導したり、命令を出したりしても従わないわけですよ。特に、両親が亡くなられて、子どもの代になったときのトラブルというのが発生するような気がするわけですよ。幾ら法的に執行するときにも、いやでけん。というのは、なぜかという、壊すと、その次から固定資産税が知ってのとおりぼんと上がるわけですよ。そうすると、息子さんの代になると、またその下になると、その絡みからやっぱり抵抗されるという気がするんですが、そこら辺の対策とかは考えてあるんですか。4件、今勧告されているという事項があるので、どうでしょうか。

○建築指導課空き家対策室長

委員の御質問の固定資産税ですけども、おっしゃるとおり、勧告を行っている4件につ

きましては、昨年行っておりますので、固定資産税については、今度送られる分から住宅用地特例については除外されます。

おっしゃるとおり、中にはそういった方もやはり所有者の中にはいらっしゃいますし、それ以外の方もそういう御意見はありますけれども、まずは解体して流通を——今の現時点の制度でいくとそういったものがございませんので、できるだけ早く市場流通なり、そういう売却等、有効活用していただけるような情報提供等働きかけをしていく必要があるのかなと思っております。

○久米勝博委員長

ほかにないでしょうか。

○村岡副委員長

6の14ページのその他参考となる事項、各種空き家等対策の一番下の黒点で、土地と危険な空き家をあわせて市に寄附した場合の寄附受納制度を実施するということですが、これはもう少し内容を詳しく教えていただけませんか。

○建築指導課空き家対策室長

その他参考となる事項の土地と危険な空き家をあわせて市に寄附した場合の制度につきましては、空き家条例に基づく寄附申し出制度になっております。

内容といたしましては、危険な空き家の所有者、大体所有者ないし相続人になられるかと思うんですけども、土地と建物をあわせて市に寄附される場合に地域での活用が見込まれるものについて、市のほうで建物を解体して地域のほうにお貸しすると、そのような制度になっております。前提は危険な空き家が対象となっております。以上です。

○村岡副委員長

そしたら、これはいわゆる特定空き家というふうに指定されるような案件ということになるんですか。

○柿原建築指導課長

そのとおりでございます。

○村岡副委員長

そしたら、いわゆる特定空き家になると固定資産税の減免の措置がなくなるので、固定資産税は上がりますよね。これは寄附を受けると、その分の固定資産税というのはもう入らなくなると思うんですけども、しかも、これは市が空き家を解体される費用というものも見た上で寄附を受ける、維持管理をしていくとなると、たくさんこういう案件があるとは思わないんですけども、その特定空き家も地域活用されるようなところを見込んでというふうにありますけど、その辺の何か基準というのは明確になっているんですか。

○建築指導課空き家対策室長

寄附を受ける基準というのは、先ほどおっしゃられたとおり、特定空き家といった、やはり周辺環境に現時点で影響があるものというのが大前提となっております。それと、や

はり相談がある際に、地域でこれは維持管理していただく必要がありまして、その利用の見込みがないものというのはなかなかこの制度にはのってこないものとなっております。

ただ、やはり長年困られているような地域であった場合には、維持管理をしてでもということでおっしゃられておりますので、1つ解決の方法として、条例のほうで運用させていただいているところです。

○村岡副委員長

そしたら、寄附の申し出自体は、例えば、そういう地域の声を受けて市側から働きかけるのか——働きかけると言ったらあれですけど、あくまで提案という形をとられるのか、あくまで所有者の方から自発的に出てくるのをとにかく待つというような状況なんですか。

○建築指導課空き家対策室長

働きかけという形ではないんですけども、指導を行っている案件の所有者の方から、例えばその解決の方法として、先ほどの解体費の助成であるとか、条例のほうで寄附制度がありますという情報を提供した上で、中にはもう利用見込みもなく、帰ってくることもないとかという方から寄附のほうも考えたいとかということがあれば、自治会のほうに市のほうからそういう申し入れについて、自治会のほうで対応できますかというふうな調整を行っております。

○山口委員

今の件で。現在何件ぐらい実績があるのか。それと、現在それに該当するようなものが今後どれくらい——今、多分交渉されているとか、実際相談があっているとかというのはあると思うんですけど、実績をちょっと教えてもらえませんか。

○建築指導課空き家対策室長

寄附制度につきましては、現時点で実績というのはございません。今、予算計上もしておりますけれども、お話は今、2件ほど具体的に動こうとしております。ほかにも、そういったものを考えたいということで今調整しているものも1件ございます。

○久米勝博委員長

ほかにないでしょうか。

○野中康弘委員

説明書357ページ……。

(発言する者あり)

○川崎委員

先ほどこれを解体した後に地域の活用ということで、その跡地の利用はどういうような……。例えば平地になったら、活用の仕方はどういったふうな指導をするのでしょうか。

○建築指導課空き家対策室長



跡地の活用につきましては、条例上は地域で活用という形をお願いしているんですけども、基本的にはやはり自治会で利用というのが、こういったものがあるかということと言われておまして、例えば、地域での催し物の際のスペースであったりとか、中にはごみステーションを設置されたりとか、あとは例えば公共施設とか、公民館のそばであれば、そういったものの駐車等に使用したいとか、そういったふうなお話をいただいております。

要はそこで収益を上げられたりするようなことがなくて、地域の方で御活用いただければいいんじゃないかなというふうに、ちょっとそういった形で調整はさせていただいております。

○川崎委員

そしたら、例えば遊具関係とか、ゲートボールとか、グランドゴルフとか、そがんとも希望があれば許可するということでしょうかね。

○建築指導課空き家対策室長

遊具とかの固定するものだと、遊具そのものの維持管理等もありますけれども、先ほど言われたゲートボールとかグランドゴルフとか、そういった固定物がないようなものは全然問題なく使っていただいて結構だと思います。

○川崎委員

この書類の流れ、自治会長が中に入って捺印とかいろいろあると思うんですけど、所有者関係から流れはどういうふうにセッティングしたらいいでしょうかね。ちょっと書類上ですね。

○建築指導課空き家対策室長

手続としては、地域の手続といたしましては、こちらのほうに利用の意向の書面をいただくんですけども、実際寄附を受ける際は普通財産という形で寄附を受けますので、そこは役所の中の担当部署のほうに、普通財産の規則に基づいた手続になるかと思っておりますので、そこは個別に御相談いただければ、また御説明をさせていただきたいと思っております。

○野中康弘委員

357ページの国土調査の関係なんですけど、平成30年度の予定をまずお尋ねしたいと思いますけど。

○都市政策課副課長兼土地整備係長

平成30年度の予定でございますけど、一筆地調査ということで、地区といたしましては、白山二丁目、呉服元町、中央本町、松原一丁目から四丁目、柳町となっております。以上です。

○野中康弘委員

説明の中で法務局主導の14条地図の件もちょっとありましたけども、法務局の部分は、予定といたしますか、どうなっているかお尋ねします。

○都市政策課副課長兼土地整備係長

法務局の14条地図作成予定地ですけど、本庄町のほうの佐大キャンパスのちょうど真ん中、南北の道路が通っていますけど、その東側とヤマダ電機がある南部バイパスを挟んで南側の地域、37ヘクタールとなっております。

○野中康弘委員

ちょっとこの件も、いろいろ土地所有者とか、いろんな調整とか、連絡をとったりとか、当然境界が決まるときは立ち会いとか含めてあると思うんですけども、こういったときに、もし仮に、それこそ空き家関係の所有者がわからないとかがあったときなんかは、空き家対策のほうで連携してどうのこうのとかいうふうなことなんかはあるんでしょうか。

○干潟建設部副部長兼都市政策課長

川副地区で国土調査、平成22年に行っておりますけども、所有者が不明もしくは空き家のときにつきましては、佐賀市個人情報保護審査会に諮問書を提出し、適当との答申を受け、これ以降は、固定資産税納税義務者情報の目的外申請書を提出し、調査を行うことにしております。基本的にはそちらのほうからわかる分の情報をまずいただくということになっております。

○久米勝博委員長

ほかないですかね。

○山田委員

資料3番の367ページ、道路維持補修費の下から3つ目のポツ、施設等維持管理委託料、これは2億5,200万円程度、かなり大きな額ですが、ただいまの説明ではちょっと私理解できなかったもので、このところをもう少し具体的に詳しく説明していただけないかなと。例えば、委託先はどういうところを予定しているとか、そういうところですね。

○堤道路管理課長

施設等維持管理委託料ですけども、委託につきましては、道路舗装補修、あと街路樹の剪定、それと道路の除草、安全施設補修、それぞれに業務委託を指名競争入札で行います。舗装につきましては舗装業者、街路樹の剪定等については造園業者、それと安全施設についてはとび土工の業者、それと施設側溝等につきましては土木の業者ということで、それぞれに指名競争入札でエリアを分けて発注しております。

○山田委員

これは多分、道路安全パトロールとかされていると思います。これは、そういう箇所に関しては、例えば自治体からの要望とか、パトロールをして危険な箇所があったとか、そういうことがあると思います。そこら辺の補修とかは、各自治会から要望があったとか、パトロール、そういうのはどうなんでしょうか。

○堤道路管理課長

委員おっしゃられるとおり、自治会からの要望、あとは自治会じゃなくても、非常に危

険な状態、穴ぼこがあるとか、そういった連絡、情報の提供とかもごさいます。あと、パトロールの中で見つかった部分もありますし、状況に応じて行っております。

ただ、樹木の剪定等につきましては、年に数回というふう決めて、また、除草作業についても伸びる時期、伸びた後等に現地を確認しながら業務に入っております。

○川崎委員

このページの山田委員から言われたこと、ちょっと一番下の13委託料、この2億7,000万円はどうなるんでしょうか、御説明がなかったんですけど。委託料、13節、一番下ですね。2億7,500万円、ちょっとこれがわからないもので、内容説明をお願いします。

○堤道路管理課長

13節の委託料の2億7,000万円のうち、先ほど御質問がありました施設等維持管理委託料が大半を占めております。残りにつきましては、道路管理費の中で道路台帳システム等の保守管理等もありますので、そちらのほうに約2,000万円程度、あと測量関係とかもありますけれども、大半が先ほど申し上げました維持管理の委託料です。

○久米勝博委員長

ほかないでしょうかね。

○野中康弘委員

河川のほうですけど、済みません。381ページの準用河川の城東川の関係ですけど、これは以前の研究会の中でもあったようなんですけど、34号線の北側が雨水幹線のほうになるということで、その後の手続とかは、ですから、下水道のほうで聞いたほうがいいのかちょっとわからんですけども、整備とかはもう既に平成30年度ぐらいから始まるとか、その辺のことがわかれば、ちょっと済みません。

○小池河川砂防課長

準用河川の城東川につきましては、委員言われましたとおりに、34号から北につきましては、公共下水道事業の雨水幹線で整備を行うべく、今現在、事務手続を行っているところですよ。

事務手続の内容といたしましては、平成29年度に都市計画決定を行うべく今進めております。都市計画審議会も経まして、今、事前の県協議、それから都市計画審議会を経た後の県協議を行っているところです。平成30年度になりますと、そのまま補助事業になればいいんですけども、補助手続に時間を要しますので、平成31年度から補助事業とすべく、平成30年度につきましては、単独の下水道事業で事業を行う予定としております。以上です。

○久米勝博委員長

いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかないでしょうか。

ないですので、私から一つだけいいですかね。

橋梁長寿命化についてですけど、市内の橋梁の調査が大体終わったと言われておりますけれども、後の対応として、長寿命化だけなものか、要するに橋の形状とか、ほかのものまでひっくるめたところの調査、ただの長寿命化だけのものだったのか、ちょっとお伺いいたします。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

橋梁長寿命化事業につきましては、今、橋梁寿命化修繕計画をつくっている橋については、順次修繕を行っております。

ただ、橋梁長寿命化事業につきまして、最初私どもが取り組んだのが、15メートル以上の橋については非常に影響があるものだろうということで、15メートル以上について、まずは橋梁長寿命化事業を採択しております。その後、15メートル未満につきましても、1、2級市道であったり、緊急輸送道路にかかる橋についてだけ、552橋になりますけど、その分について計画を策定して、順次、今修繕を行っているところです。そのほか、2,000橋ほどあります。先ほど言いましたとおり、平成26年7月に法改正がありまして、法定点検が義務化されております。ですから、その中で近接目視ということで、実際橋をたたきながらの点検をやるようにということでしております。平成30年度で一通りの点検が終わります。点検が終わった時点でもう一回、全体で2,800橋の長寿命化計画を策定いたします。それに基づきまして、順次、修繕を行っていきます。

今、点検の結果の状況でございますけど、平成26年度から平成28年度までの点検結果につきましては、約1,800橋点検を行っております。点検の診断の結果なんですけど、1、2、3、4と分かれております。1につきましては、補修の必要がない、健全と。2につきましては、若干の損傷はあるものの、予防保全的な補修をしたほうがいいだろうということになります。3につきましては、損傷があるので5年以内に補修しなさいというようなことになります。4につきましては、今すぐでも通行どめしなさいと、こういった段階で今診断を行っております。

本市の平成28年度までの点検の状況につきましては、1,800橋ほどあると言いましたけど、今、健全度1というのが1,099橋、2ということで判断しているものが668橋、3と判断しているものが49橋あります。4についてはありません。3につきましては5年以内に補修を行わなければいけないので、全体としては約2.7%程度あるものということで、今のところ、そういったものを早急に修繕できるような計画を策定したいということで考えております。以上です。

○久米勝博委員長

何でこの質問をしたかといったら、長寿命化もですけど、今、佐賀で排水対策をしているじゃないですか。そして、ちょっと私の近所ですけど、ほとんど橋でもっておると。橋が小さいから橋で水をもっておるわけですね。そういったのも幾らか勘案して調査されて

いるかなと思ったものですから。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

本調査につきましては、あくまでも今の橋をどうやって延命させていくかということが主眼となった計画となっております。ですから、おっしゃられるとおり、橋が水路の断面を侵している、そこで閉塞しているというものも見受けられます。ただし、その場合につきましては、やっぱりかけかえというような判断をしなければいけませんので、長寿命化事業の中では、かけかえが認められている分につきましても、今の橋梁の形であったりとか、ハイウオーターが侵しているとハイウオーターより高くつくることはできますけど、今の橋梁が修繕するよりもかけかえたほうが有利ですよというようなものだけについてかけかえが認められておりますので、そこら辺は費用対効果を見ながらやっていくというような形になります。

ですから、この事業で即閉塞している水路をちょっと改修するということにはならないということになります。

○久米勝博委員長

もうほかに質疑もないようですので、第8款第1項から4項までの審査は終わります。

皆さんにお諮りします。休憩は。

(発言する者あり)

それでは、10分間休憩します。25分から再開いたします。

◎午前10時16分～午前10時24分 休憩

○久米勝博委員長

それでは、時間も来ましたので、再開したいと思います。

次に、歳出第8款第5項都市計画費、第6項住宅費及び第11款第2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。

◎第1号議案 平成30年度佐賀市一般会計予算中、歳出第8款第5項、第6項及び第11款第2項 説明

○久米勝博委員長

説明が終わりましたので、御質疑をお受けいたします。

○黒田委員

393ページの緑化推進業務委託料で928万円については、私が聞き違えたかもしれませんが、市内の施設のほうに何か委託するというのは、苗とかなんとかのあれかな。九百幾らと、そういう説明だったか、市内の施設に委託するという項目はどこだったか、ちょっとそこを。

○酒見緑化推進課長

928万円につきましては、花苗の育苗などを福祉施設に委託する分でございます。

○黒田委員

それは1カ所ですか。それとも何カ所かしているのか、市内の福祉施設に。

○酒見緑化推進課長

今のところ、2カ所に委託する予定でございます。

○久米勝博委員長

ほかにはないですかね。

○川崎委員

そのページでいいですけど、その下の段の保存樹保護事業、もう少しちょっと具体的に説明してもらえんでしょうかね。ちょっとようわからんやった。

○緑化推進課副課長兼緑化推進係長

保存樹保護事業につきましては、良好な緑の環境を確保し、かつ美観風致を維持するために保存樹等を指定し、健全な状態で保護していく事業になります。条件としましては、地上1.2メートルの高さにおける幹回りがおおむね1.5メートル以上であること、高さがおおむね15メートル以上であることなどの樹木のうち、健全でかつ木の形が美観上特にすぐれているものを指定しております。現在、70本、市内で指定しております。

○川崎委員

これは保護するあれで、例えば、クスノキ関係とか、あれも市がしているものに入るんでしょうかね。そこをちょっと知りたいんですけど。

○緑化推進課副課長兼緑化推進係長

やはり、クスノキが一番多くて、70本のうち6割がクスノキになっています。

○川崎委員

そしたら、審査する方がおるだろうと思うんですけどね。その審査する、何と言うんですかね。

(「樹木医」と呼ぶ者あり)

樹木医というかな。その点をちょっと教えてもらいたいんですけども、何人おられるのか、どういうふうなあれで調査しているのか。

○緑化推進課副課長兼緑化推進係長

保存樹については、まず、情報を広く収集します。市報とかホームページで、そういう大きい木とか、古い木はありませんかということで呼びかけをします。その上で集まった情報を元に職員による現地確認をした上で、樹木医の先生に意見を伺って、現地の確認を行います。その中で、その年度で指定の候補樹木を大体毎年十数本出てくるんですけども、その中のうち、一番状態がよいものを候補樹木として選定し、景観審議会のほうに諮問しております。

○山田委員

393ページの一番上の二重丸の緑化推進経費の中の一番下のポツ、緑化支援補助金、これは道路に面した部分の緑化に対する補助ということですがけれども、これは条件があるの

か、例えば公道に面していなきゃいけないとか、市道でも大丈夫とか、そういう条件がつくのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○緑化推進課副課長兼緑化推進係長

緑化支援補助金については、接道部——道路に面したところから6メートル以内の部分について、樹木を植えていただく分についてかかる緑化の経費に対しての補助です。接道部6メートル以内のところでは。

○山田委員

これは私道でも大丈夫ということですか。

○緑化推進課副課長兼緑化推進係長

私道でも大丈夫ということで、はい、そうです。接道部ということで、道路に面したところでは。

○山田委員

これの1件当たりの補助の限度額についてお示してください。

○緑化推進課副課長兼緑化推進係長

10万円を限度としております。——済みません。5万円ですね。補助額は、工事費が10万円まで。

○久米勝博委員長

いいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口委員

まず、6番の資料の15ページ、県緑化センター跡地公園整備事業に関してですけれども、平成25年にはもう県の緑化センターは閉鎖されていたわけですよ。そこから佐賀市が引き受けて公園整備となるまでのちょっと経緯というか、その部分を教えていただきたい。というのは、なぜ言うかということ、もともと県の土地で利用も何もしていないところを佐賀市がわざわざ——どうしても公園事業をやりたいんだということだったらいんですけれども、県もどうしようもなかった土地じゃないですか。

であれば、公有財産購入費で4,300万円と、そう大きな金額ではないと思いますけれども、ただでやれというぐらいの、それで佐賀市が整備までやって、あとは管理してあげるんですよというぐらいのところ、何かその辺で県との交渉というか、いきさつというか、そういったものが。どうも何か割に合わないなという気がするんです。

これはちなみにですけれども、公園整備した後、県のどこでしたっけ、音楽隊が何か練習するようなことも計画されているみたいなので、その後、県もまた使おうとしているわけですので、そのあたりのこれまでの経緯をちょっと御説明いただけますか。

○酒見緑化推進課長

緑化センター跡地が廃止になった後に、大体3年ほど前に佐賀市のほうに有効活用でき

ないかということも打診がっております。当時、高木瀬の自治会から緑化センター跡地を公園にできないかという要望書がその後に出されております。それで、県とその後、協議を行ってきております。

一方で、あそこの施設に音楽隊が来るまでには、県のほうでもいろんな活用を検討されて、結果的にその音楽隊が行くところがないということで、あちらのほうに候補に挙がってきて、建物だけは音楽隊で使わせてくれと。それ以外については、地元の要望等も勘案して、市で公園整備はできないだろうかということもあっております。

それで、あれだけの施設でありますので、なかなか金額的にももう少し安くならないかということで、県は県で調査士に出して、適正価格を出しておりましたが、ちょっと高かったもので、委員おっしゃるとおり、県ともできれば無償でというお話をしたんですが、県としても無償ではできないと。ただ、維持管理等を考えると、固定資産評価額についてはもう少し考慮していただくということでも折衝してまいりました。その結果、固定資産評価額の半額以下まで落とさせていただいて、購入に至ったところでございます。

○山口委員

これをざっと計算すると、坪単価で7,600円ぐらい。基本的に考えても、実勢価格とすればそこまで安くないだろうなというのは見当つくんですけれども、先ほど言われました、もしこれを県とのやりとりに関係なく、実勢価格で買った場合というのは、この倍ぐらいにはなるんですか。そこを交渉されてここまで落とされたということですか、今の御説明だと。

○酒見緑化推進課長

済みません。半額というのを修正させていただきます。

半額ではなくて、もともと県から提示があったのが、平米当たり9,100円ぐらいで提示がございました。平米当たり。それを落とさせていただいて、この価格にさせていただいたところでございます。

○山口委員

そしたらね、県の音楽隊の話もあったんですけども、この後、自分たちも要は活用するつもりでおりますので、今後の整備費、平成31年度から公園整備やアクセス道路の整備というふうに御説明がありましたけれども、そういった面に関しての県側の費用負担というものは幾らか考えていらっしゃるのでしょうかね。

○酒見緑化推進課長

現在、アクセス道路2本を計画しております。西側からのアクセスと東側からのアクセス、2本計画しております。東側のほうのアクセス道路につきましては、音楽隊も使うだろうということで、半額の費用負担を今お願いしているところでございます。

公園整備につきましては、全額佐賀市の費用で行う予定でございます。

○久米勝博委員長



いいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかには。

○平原委員

資料番号3番の403ページの北原団地の建てかえ工事がこれから始まろうとしていますけれども、上戸田団地と統廃合されるということですが、上戸田団地の跡地についての利用等についてはどうなっていますでしょうか。

○樋渡建築住宅課長

上戸田団地を廃止した後は、普通財産にして財産活用課のほうから活用を図ってもらうというふうに考えております。

○平原委員

今のところ、何に使うという協議といえますか、その決定まではしていないということですね。

○樋渡建築住宅課長

はい、そのとおりです。

○平原委員

わかりました。

そしたら、ちょっと別の件ですけれども、巨石パークの件ですが、巨石パークは何ページだったですかね。395ページ、巨石パークの使用料が117万9,000円上がっていますけど、ここ数年、巨石パークの利用というのはどんな状況でしょうか。これはたしかまだあれでしょう、駐車料金を取っていらっしゃるんだらうというふうに思いますけど、その辺の推移をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○岩永建設部副理事兼北部建設事務所長

巨石パークの入場者数ですけれども、平成28年度が1万1,000人ほど、平成27年度8,700人、平成26年度8,800人、平成25年度1万人程度ということで、大体1万人前後ということで安定している状況でございます。

駐車料金については、おっしゃるとおり、いまだに徴収しているところです。

○平原委員

公園管理の経費の中で、いろいろ神野公園だとか、大和中央公園のしょうぶ園だとかというふうに上がっていますけれども、佐賀市内の公園で駐車料金を取っていらっしゃるころは、巨石パークだけなのかなと思いますけど、その辺どんなですかね。

○酒見緑化推進課長

巨石パーク以外には、徴古館の駐車場が有料駐車場としてお金を取っているところがございます。

○平原委員

以前から巨石パークの入場料——入場料といいますか、駐車料金についてはいろいろ御意見が出ているようでありますけれども、今後も駐車料金として徴収していくという考えですか。

○岩永建設部副理事兼北部建設事務所長

いろいろ検討しておるところではありますけれども、あそこが通常の公園と違いまして、巨石パーク、もうこれはちょっと登山というふうな形で、そういう部分ですので、入場者の把握というんですかね、入った人が確実におりてきているのかどうかというのを把握するためという意味でも、駐車料金の徴収というのが一つの手段であるかということで現在続けているところでございます。

○平原委員

やっぱり公共施設の公園で、市民、市外の方からいろいろ利用される施設としては、駐車料金の徴収が、仮にこの巨石パークがなくなった場合はもっとふえるのではないかなというふうに思います。ましてや、今、登山というふうに言われましたけれども、そういった方々もある意味では駐車料金の徴収があるから、巨石パークに登りたい——登りたいというか、別のところに行こうかみたいな話にならないとも限らないと思いますし、意見としてですけども、巨石パークの駐車料金については今後やっぱり見直すという方向性で協議をお願いしたいというふうに思います。これはもう意見で。

○久米勝博委員長

ほかにないですかね。

○山口委員

399ページ、市営住宅統廃合事業の220万円ですが、これに関しましては、廃止された団地から新しい団地への多分引っ越し費用とか、そういったものをもろもろだと思うんですけども、廃止される団地というのは当然もうかなり老朽化していて、その時点での家賃というものは恐らく、具体的には言えないんですけども、多分何千円レベルじゃないかなと。

これが新たな団地となれば、その人たちが優先というのはわかるんですけども、賃料そのものというのは、恐らく桁が違ってくるんじゃないかな、一桁違ってくるんじゃないかなというのがあらかた想定できます。実際廃止されたところから新たな団地へ入居をスムーズにされる割合というのは大体どれくらいなのでしょう。

○久米勝博委員長

どなたか答弁を。

(「大体でよかて」と呼ぶ者あり)

○建築住宅課職員

割合というか、件数自体は、やはり市営住宅から別の市営住宅に移られる方と、そういった形で用途廃止の団地からもう家を建てられたりとか、民間のアパートに引っ越される

方とかが対象になっております。

団地から団地に移られる方というのは、先ほど委員おっしゃられたように急激に上がるので、その家賃調整が入って、徐々にそこに寄せていくような形になっております。ですの、割合というのがちょっとというところがあります。

○山口委員

先ほどの当初の説明でいくと、廃止になった団地から新たな団地に引っ越すときの費用だけだと思っておったんですけど、そうじゃなくて、民間にアパートを借りられるとか、あとは自分たちで家を建てられるといった費用というのもこの中に入っているということですか。

○建築住宅課職員

これは、今住まわれている方のお引っ越しに対する費用ということで、お支払いする形になっております。

○久米勝博委員長

ほかないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないようですので、第8款第5項、第6項及び第11款第2項の審査は終わります。

次に、第1号報告、第2号報告及び第3号報告について、執行部に説明を求めます。

◎第1号報告 専決処分の報告について 説明

◎第2号報告 専決処分の報告について 説明

◎第3号報告 専決処分の報告について 説明

○久米勝博委員長

説明が終わりましたけれども、御質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第1号報告、第2号報告、第3号報告に関しましては、これで終わります。

以上で建設部に関する議案の審査を終了いたします。

執行部の皆さんは退室していただいて結構です。

◎執行部退室

○久米勝博委員長

それでは、午後からの再開を13時からとしたいと思いますけど、いいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、13時に再開いたします。休憩いたします。

◎午前11時10分～午後0時59分 休憩

○久米勝博委員長

それでは、建設環境委員会を再開します。

審査日程に従い付託議案の審査に入りますが、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費は主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心にお願いします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が速やかに答弁するようにお願いいたします。

それでは、上下水道局に関する議案の審査に入ります。

当初予算議案である第6号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第6号議案 平成30年度佐賀市水道事業会計予算 説明

○久米勝博委員長

説明が終わりましたが、何か御質疑がありましたら。

○山田委員

30ページの1項6目諸富町水道事業費約2億円ですけれども、諸富町は東部水道企業団のほうから水を供給していると。当時、佐賀市と東部水道企業団の水道料金は格差がありますよね。当然東与賀、川副というのは、その差額の分、負担は旧市よりも多いはずで、使用者から余計徴収しているんですよね。諸富町も東部水道企業団なので、その差額の分を補填しているということで理解してよろしいですか、この事項に関しては。この説明をお願いします。

○松尾水循環部副理事兼財務課長

料金の差額につきましては、一般会計のほうから差額分に対する補助をいただいて、東部水道企業団に直接支払われて、支払われた後の差額が住民の方に請求というふうな流れになっております。なので、水道会計を通しての補助金のやりとりとかは、この中には含まれておりません。

○若林上下水道局副局長兼水循環部長

ちょっと補足いたしますと、まず、佐賀市諸富町と旧佐賀市地区ですね、料金格差はございません。これは平成17年の合併時に事業を統合いたしましたので、諸富町と佐賀地区の料金格差というのはございません。したがって、ここで諸富町水道事業費の2億円を計上していますのは、事務全般を佐賀東部水道企業団に委託しております。これは検針でありますとか、配水管の維持管理費、こういった経費として2億円かかるということで、これは全般的な委託料となります。

○久米勝博委員長

ほかに。

○山口委員

ちょっと見方を教えていただきたいんですが、31ページの資本的収入及び支出の部分で、

この支出の部分に関して、先ほど主要事業で説明していただいた2ページ、3ページ、浄水施設更新計画の策定経費3,800万円と、それと配水管整備事業の13億8,000万円、このあたりの金額が31ページの支出の部分でいくと、1目の配水管整備費の14億9,600万円、ここに全部入ってくるような見方でいいのか、ちょっとそこを確認したいと。

○松尾水循環部副理事兼財務課長

まず、浄水施設更新計画の策定経費につきましては、その上のページの30ページ、予算書で言いますと30ページの1款事業費、1項の営業費用の原水及び浄水費ですね。この資料の中に予算体系というふうなことで一番上に載せておりますけども、原水及び浄水費の中に含まれております。委託料としてですね。

それと、次のページの配水管整備事業については、今言われた31ページの資本的支出の建設改良費の配水管整備費ですが、金額が合わないのは、その中に職員給与費とか、そういう事務的な経費も含まれておりますので、金額が一致しないのはそのためであります。

○山口委員

はい、よくわかりました。

それと、主要事業説明書の3ページの4の経費の内訳。内訳の中が30年プランで幾ら、70年プランで幾らというような記載をしてありますが、基本この内訳の中は、一般会計のほうもそうなんです、例えば委託料に幾らだとか、工事請負費に幾らだとかというような書き方がされているんですけども、この場合は30年プランで幾ら、70年プランで幾らということなんです、これは、上の2の事業内容を見ると、1万メートルの更新、下のところが760メートルの更新という形だけで、これは全部工事請負費という見方をしているんですか。それとも、この中に例えば一部委託とか、またこれに絡む設計、測量とかの委託の分も含まれるのか。そのあたりいかがでしょうか。

○中島水道工務課長

この部分につきましては、全て工事費でございます。設計については、今、職員のほうで全て行っております。

○久米勝博委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第6号議案の審査は終わります。

次に、第7号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第7号議案 平成30年度佐賀市工業用水道事業会計予算 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明につきまして御質疑を受けたいと思いますけど、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第7号議案の審査は終了します。

それでは、第8号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第8号議案 平成30年度佐賀市下水道事業会計予算 説明

○久米勝博委員長

説明が終わりましたけども、御質疑はございませんでしょうか。

○山口委員

主要事業説明書の14ページ、下水浄化センターエネルギー創出事業でお尋ねいたしますが、今年度840万円、計画策定業務ということで、右の下のほう、その他参考となる事項のところこういう絵を示していただいております。

これまで車両運搬されていたものが管移送されるということですが、位置関係としてちょっと疎いものですから、大体この管移送というのがどれくらいぐらいの延長になるのかが一つ、それと、今回は策定業務だけですので、これをつくるということになると、事業費として大体どれくらいになるのか。

それと、事業費の一番右のところ備考として平成31年以降云々と書いてありますが、このPPP、PFIが導入できるとすれば、その辺のコストが、例えば補助金がもらえるだとか、導入可能となった場合のそのあたりの影響というものまで教えていただけませんか。

○橋本上下水道局下水プロジェクト推進部長

御質問の件につきましてお答えさせていただきます。

まず、管移送となる場合の延長ということですが、今回、昨年7月31日の所管事務調査において報告させていただいた基本設計を進めてきた中で、し尿以外についてなんですけれども、食品工場からのバイオマスのガスの発生量をはかる試験とかを実施して、そういったのを踏まえて、今回受け入れるバイオマスの量というのを再度、基本設計の中で検討してきたという経緯がございます。

その中で、し尿につきましては、上下水道局1の資料の14ページの右下、先ほどごらんになっていただいたところのその他参考となる事項にも書かせていただいているんですけれども、もともと搾った後の脱水汚泥という形で、車両運搬での予定をしていたんですけれども、栄養価の高い生汚泥を下水道管、既存の下水道管を生かした上で移送していこうというような計画にしております。

既存の下水道管を使ってということですが、どこから既存の下水道管に合流させていくかということですが、そういうところにつきましては、今後、硫化水素の関係とか、そういった影響度合いとかも検討しつつ、平成30年度の業務の中で検討してまいりたいというように考えております。

なので、基本的に長い距離のところにつきましては既存の下水管を利用することになりますので、すごく長い延長の工事が出てくると、そのようなわけではございません。事業

費につきましても、それに伴って決まってくるのかなというように考えております。

もう一つの、PPP、PFIの導入可能性調査の結果を踏まえて、PPP、PFIのコンセッションなり、DBOなり、DBなり、そういったものを使うとなった場合に国庫補助関係はどうなるのかということですが、そこにつきましても、今こういったものを推進されておまして、しかも下水汚泥の有効利用というところで、そういった事業制度もできているところがございますので、可能な範囲でそういった国庫補助をもちろん使いながらと思っているところです。ほぼ使っていけるのではないかなというふうに思っております。以上です。

○山口委員

はい、わかりました。

既存の下水道管がそのまま使えるということなので、既存の下水道にどのあたりに接続するのかというところまで今回は踏まえて検討されるということで、わかりました。

それと、そのPPP、PFIに関しましては、さっき国の補助のことを私聞いたんですけども、当然、我々にとってというか、佐賀市にとって有利になるということは間違いないわけですね。

だから、どの辺が有利になるのかなというのが、もしわかればちょっとだけでも教えていただけませんか。

○橋本上下水道局下水プロジェクト推進部長

コストの面で、このPPP、PFIを導入することでどれだけ有利になるかというところですが、もちろん今回の導入可能性調査の中で有利になると判断された場合に用いることになりますので、そこは有利になってきます。その形式といたしまして、一番レベルの高いものとしては、コンセッション方式ということで、資金調達も含めて民間がやるようなところもあるんですけど、それについては、下水道に関してはまだ第1号が出たとかそれぐらいのレベルで、全国的にもこれからというようになっています。しかも、今回のバイオマス事業に関しましては、結構新たな取り組みというところがあるので、なかなか、正直コンセッションについては難しいんじゃないのかなというように思っております。

DBOとかDBになってくると、民間の技術的な提案とか、そういったところを生かすことによって全体のコスト削減にもつながってくるのかなと思いますので、そのあたりにつきまして、今進めておりますこの導入可能性調査でしっかり精査して、佐賀市にとって、コストをできるだけ低減できるような形で、よりよい形になるように検討を進めてまいりたいということで考えております。その成果につきましては、またまとまり次第、御報告させていただきたいと思っております。

○久米勝博委員長

ほかにはないですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないようですので、第8号議案の審査は終わります。

以上で上下水道局に関する議案の審査を終了いたします。

これで当委員会に付託された全ての議案の審査を終わります。

執行部の皆様は退室されて結構です。

◎執行部退室

○久米勝博委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の審査に関して、現地視察の御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次の委員会は3月19日月曜日、午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。